

会 議 録

会議名 (審議会等名)		相模原市男女共同参画審議会(令和元年度第1回)		
事務局 (担当課)		人権・男女共同参画課 電話 042-769-8205(直通)		
開催日時		令和元年6月4日(火)午後3時~午後5時15分		
開催場所		相模原市役所第2別館3階 第3委員会室		
出席者	委員	10人(別紙のとおり)		
	その他	0人()		
	事務局	4人(人権・男女共同参画課長、他3名)		
公開の可否		可 不可 一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		1 議題 次期さがみはら男女共同参画プラン(素案)について 2 その他		

審 議 経 過

次第に沿って永井暁子会長により議事が進行した。

(は委員の発言、 は事務局の発言)

1 議 題

次期さがみはら男女共同参画プラン(素案)について

事務局から資料1に基づき、次期さがみはら男女共同参画プラン(素案)について説明し、参考として資料2を配布した。主な意見等は次のとおり。

【資料1：第1章 計画策定に当たって】

小項目中の文章や図表が複数ページに渡っているが、製本するには体裁を整えるのか。

体裁を整え、読みやすくする想定である。

3ページの図表2において、「高齢者人口」という表現を使用しているが、「老年人口」という語もあるため、使い分けについて伺いたい。

データの出典元が「高齢者人口」という表現を使用しているためである。語の意味の違いについては、次回会議までに確認させていただく。

6ページの図表8に記載のある調査結果の比較について、相模原市は市の調査、全国及び政令市については内閣府の調査の結果を用いているが、異なる調査間での比較は、結果の妥当性に欠けるのではないか。

質問の文章が同じで、回答者の年齢層の分布に大きな違いがなければ、今のままでもよいかと思う。

内閣府調査の結果について、相模原市の数値を提供いただけないか確認するとともに、図表8の記載については検討させていただく。

7ページ「障害のある人を取りまく状況」、「外国人市民を取りまく状況」について、根拠となるデータ等を付したり、課題を明記したほうがよい。

記載方法について検討させていただく。

【資料1：第2章 計画の基本的な考え方】

26ページの重点項目について、「[6] DVに関する相談及び保護体制の

充実」との記載があるが、27ページの施策の方向においては「相談及び保護体制の充実」となっている。表現の違いについて何か意図はあるのか。

27ページについては、基本方針の併記があることによってDVに係る施策の方向であることが分かるが、26ページについてはDVに係る事項であることが分かりにくいため、記載を変えた。記載方法については検討させていただく。

【資料1：第3章 計画の内容】

(1) 基本方針 あらゆる分野における男女共同参画の推進

29ページ「事業番号1 審議会等への女性の積極的登用」、「事業番号2 女性職員の管理職等への登用推進」については、市が主体の取組となるため、高い目標値を設定し、力を入れて取り組むべきである。また、女性職員の管理職等への登用推進については、実情として男性管理職が多いことから、男性管理職の意識改革は必須であり、次期プランにもその旨を明記すべきである。

次期プランは市の施策や事業の全般的な方向性を定めているものであり、女性職員の管理職等への登用推進については、主に総務局で作成している、特定事業主行動計画に詳細な取組内容を記載することとなるため、いただいた御意見を総務局に伝えさせていただく。

審議会等への女性の積極的登用について、IT技術の活用によって、特定の場所に来なくても会議に参加できるようにすれば、より女性の登用も進むと思うため、その旨を記載してはどうか。

現状の市の審議会等の運用方法は、会議の場に直接お越しいただくことを基本としており、IT技術を活用した会議方法について検討が進んでいる状況ではないため、現段階で次期プランに具体的に記載することは難しい。

8年間の計画期間中に中間見直しを行い、達成できた目標や事業については、計画より除外していくという方法もあるのではないかと。

目標を達成した後も継続して事業を実施していくことが重要であるため、即座に除外は難しいのではないかと。

自治会長の割合を含め、各種数値は増減を繰り返す可能性もあるため、継続的に目標として掲げていくことも必要であると思う。

自治会長について、会長は継続して長期間活動を行っている者の中から選出される傾向にあるため、長期継続的に活動に参加している女性自体が少ないのかも

しれない。

男性自治会長が長期に渡り会長職に就いていることによって、女性や若い世代が会長職になりにくい状況もあると考えられるため、会長職の任期に上限を設けることも必要なのではないかと。

地域を構成している世代の違いもあるのではないかと。例えば、小学校のPTAは女性が多い傾向にあるが、そのような地域においては、将来的にPTA会長や自治会長について、女性が多くなるかもしれない。時代の変遷とともに、継続的に数値を見ていく必要があると思う。

次期プランの進行管理を行っていく上で、いただいた御意見を参考にさせていただきます。

自治会は、従うべきトップがいる組織ではなく、各人が自由意思によって動くことのできる団体であるため、その結果の組織構成は、日本社会の縮図であるように思う。そのため、自治会のあり方を変えることが、社会全体の男女共同参画の推進に繋がるのではないかと。

自治会離れが進んでいるという現実もある。

マンションの住民は自治会に加入しない傾向にあるため、結果として、昔からその地域に居住している住民が自治会の中心となり、自治会長も固定された住民から選出されるという、地域の実情もあるのではないかと。

自治会のあり方について、市が強い権限を持って介入できるわけではないが、30ページの「事業番号6 地域、団体における方針決定過程への女性の参画の拡大」や「事業番号7 男女の地域活動・市民活動への参画促進」にあるように、多様な主体が自治会に参画できるよう、地道な働きかけを続けている状況である。

男女共同参画の推進については、トップダウン方式のような強い推進力が必要であると思う。また、市として、男女共同参画施策の中心は何なのか、明確にしておくべきである。

25～26ページに「重点項目」として重点的に取り組むべき事項について記載をしている。

学校教育現場における意識は教職員への研修等の実施によって変わってきているため、教育を通じて、子どもの男女共同参画意識の醸成は進んできているように感じている。

(2) 基本方針 男女共同参画の視点に立った安心な暮らしの実現

32ページ「事業番号10 ひとり親家庭の親子が安心して暮らせる環境の整備」について、ひとり親家庭に対する学習支援等によって、教育格差、男女格差の是正を行う旨を記載したほうがよいのではないかと。

各局等において個別の計画を定め、事業を実施しているため、次期プランにおいては広く事業内容を捉えられるような記載としたいことから、現状の記載のままとさせていただきたい。

33ページ「施策3 外国人市民への理解促進と暮らしやすい環境づくり」について、外国人市民に関する施策を男女共同参画の問題として切り出すことに違和感がある。国籍等に関わらずジェンダーの問題は存在しているため、外国人と日本人を分けて考える必要はあるのか。

言語や文化、価値観等の違いに加えて、女性であることによって就労がさらに困難になる等、複合的な困難が生じる可能性があるといった観点から、施策として切り出して記載をしている。

本市の現状と課題として7ページに記載のある「外国人市民を取りまく状況」の課題に関する記載に厚みを持たせることで、施策3の外国人市民に対する施策の必要性がより明確になるのではないかと。

日本より男女共同参画施策が進んでいる北欧においても、移民女性に対して手厚い施策があるため、外国人市民に対する施策を別に掲げてよいのではないかと。

(3) 基本方針 男女共同参画の実現に向けた意識改革

38ページ「事業番号29 キャリア教育の充実」について、社会人経験のある女性を講師とし、実際の社会における女性の活躍について話をしてもらうことが効果的であると思うため、その旨を記載してはどうか。

38ページ「施策2 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実」の説明文中の「(前略)男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育の充実(中略)を図ります。」において、御意見の趣旨は含まれている認識である。また、教育局にはいただいた御意見を伝えさせていただく。

38ページ「事業番号30 多様な学習機会の提供」について、定年後等の組織に属さなくなった環境において、学習する機会を提供する施策はあるのか。

事業番号30に記載のある「生涯学習の場において（中略）学習機会を提供する（後略）」に含まれる想定である。

（４）基本方針 働く場における女性の活躍推進

44ページ「事業番号48 保育施設等の整備・充実と多様な保育サービスの提供」について、資料2において「夜間に子どもを預かってもらえるシステムがあれば女性管理職の登用が進むのではないか」との意見の記載があるため、「夜間保育を推進する」旨を記載してはどうか。

こども・若者未来局と調整させていただく。

出産後等の短時間勤務制度の適用について、中小企業では実情として労働力不足となることが多く、制度適用には課題が多い。また、復職前と同じ役職で復職できることが少なかったり、評価が下がることもある。中小企業の現実に目を向けながら、種々の課題を克服した企業文化を作っていくことが重要である。

中小企業は労働基準法を遵守することが精一杯といった現実があり、労働基準法に上乘せした制度の適用等を市が強く推進していくことは難しいのではないかと。

市が企業からの相談に応じたり、専門家を派遣するといった事業はあるのか。

専門の研修講師の派遣によって、企業が抱える男女共同参画に関する課題の解決を支援する事業はある。

市として企業に対して直接的にできることは多くはないと思うが、そのような事業等を通じて支援を図っていくことが大切なのではないかと。

42ページの事業番号37や41の記載については、現状の素案のままとさせていただきたい。

（５）基本方針 配偶者等に対する暴力の根絶と被害者への支援

46ページ「指標番号16 夫婦（パートナー）間・交際相手間における次のような行為を暴力と認識する人の割合」の「【性的暴力】 見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる」は、以前の「いやがっているのに性的な行為を強要する」のほうがよいのではないかと。刑法の改正により、強姦罪が強制性交罪に変更され、被害の範囲も拡大されているため、配偶者間での強制性交罪にまで議論が十分に及んでいるわけではないが、性的な行為の強要に関する意識を指

標としたほうが、社会の実情と合致していると思う。

前回会議において、市民意識調査の結果、暴力としての認識が最も低い性的暴力を指標としたほうがよいのではないかとの意見があり、変更した経過がある。次回会議において、改めて基準値及び目標値を示した上で、御議論いただきたい。

【資料1：第4章 計画の推進に当たって】

51ページの庁内の推進体制について、課長級職員によって構成される会議についての記載があるが、男性所属長が多い中で、より多くの女性職員が議論に参加できるよう、例えば一般職員級の分科会を作る等の取組が必要であると考え

る。
トップダウン方式によって男女共同参画に係る意識を根付かせていくため、課長級の会議を設けている。今後、施策を推進していく中で、会議体制については検討させていただきたい。

2 その他

第2回の会議は、令和元年7月30日（火）午後3時より相模原市役所第2別館3階第3委員会室にて開催する。

第3回の会議は、答申前最後の会議となり、令和元年9月17日（火）午後3時より相模原市役所本館2階第1特別会議室にて開催する。

以 上

相模原市男女共同参画審議会委員名簿

(五十音順)

	氏名	所属団体等	出欠
1	麻生 照子	公募委員	出席
2	岩永 良子	特定非営利活動法人 かながわ女のスペース みずら	出席
3	大木 恵	相模原市自治会連合会	欠席
4	小林 政美	特定非営利活動法人 男女共同参画さがみはら	出席
5	竹内 祥子	相模原市退職校長会	出席
6	出口 忠夫	公募委員	出席
7	天明 信子	相模原市民生委員児童委員協議会	出席
8	徳田 晃一郎	神奈川県弁護士会	欠席
9	永井 暁子	日本女子大学 准教授	出席
10	永井 洋	神奈川県社会保険労務士会 相模原支部	出席
11	中西 泰子	相模女子大学 准教授	欠席
12	西岡 直子	相模原市医師会	欠席
13	長谷川 明	相模原商工会議所	欠席
14	松岡 裕	相模原市 私立保育園・認定こども園 園長会	出席
15	矢野 由佳子	和泉短期大学 准教授	出席